第

52

묵

READAS

1994年1月6日創刊《毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1994年) 平成6年 3月22日 火曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 少額減価償却資産

Q:会社の会議室用に応接セットを購入しました。7万円のテーブルと4万円の椅子が4つで、合計23万円でした。20万円未満の減価償却資産は全額損金にしてもいいとのことですので、応接セットは一時に損金算入してもよいですか。

A:税法上、取得価額が20万円未満の減価償却資産は、少額減価償却資産として法人がその資産を事業の用に供した事業年度において一時に損金に算入することが認められています。

この場合、取得価額の判定は、通常一単位として取引される単位ごとになされます。

では「何をもって一単位とするのか」ということが問題になってきます。ご質問のような会議室の応接セットは、テーブルや椅子ひとつをとってもそれだけで機能するようにもみえます。しかし、応接セットはあくまでもテーブルや椅子が一そろえになって初めて"応接セット"として取引されるため、少額減価償却資産に該当するかどうかは、一そろえの金額をもって判定します。

同様に、いわゆる"ユニット式"の会議用 テーブルも一そろえの金額で判定されます。

このほか、会議室にカーテンを取り付けた 場合は、通常、カーテンは部屋ごと又はカー テンの柄ごとに購入されるので、部屋ごとあ るいは柄ごとの取得価額といった "合理的基 準"に沿って判定を行っていれば、問題視さ れることはまずありません。







損金算入とは 法人税法上必要経費となることを 言います